

～給付金の申請について～

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

1. 申請書類を入手

○いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

①県庁ホームページ(経営支援課)から印刷またはダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2020062200147.html>

②次の場所で受け取る(※1)

- ・県庁本庁舎1階ロビー(平日、土日、祝日) 8:30~17:15
 - ・県合同庁舎及び県税事務所
 - ・各市町村役場
- (平日のみ)8:30~17:15

(※1)いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

2. 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧ください、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

- ・申請書
- ・誓約書(自署をお願いします)
- ・売上減少等の証明書(認定経営革新等支援機関(※2)で発行)

(※2) 税理士、金融機関、商工会・商工会議所等、国が認定した機関
中小企業庁ホームページから検索できます

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

【②添付が必要な書類】

- ・国の持続化給付金「給付通知書」(表・裏の写し)
- ・「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の負担額が分かる書類(写し)
若しくは「納付の猶予(特例)許可通知書」(写し)
- ・高知県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等(写し)

3. 申請書類の提出

○追跡ができる方法で郵送してください。(簡易書留、特定記録など)

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県雇用維持給付金 申請受付センター

○オンラインによる申請が可能です。

高知県経営支援課HPから申請フォームにアクセスしてください。

4. 入金

○申請書の受理後、審査(※3)を行います。

申請内容に不備がない場合は2週間程度で口座に振込予定です。

(※3) 審査の結果、不給付となる場合があります。